

監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 7 月 13 日

上田市監査委員 小池 功二
同 小坂井 二郎

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和元年度 定期監査に基づくもの					
1	R1	総務部	行政管理課	(意見) ・内部統制体制の整備等について 改正された地方自治法により、令和2年4月1日から都道府県や政令市では内部統制体制の整備運用が始まります。 政令市以外の市町村は、努力義務とされていますが、第193回通常国会の衆議院及び参議院附帯決議において内部統制に関する方針の策定が求められました。 人口減少が進み、資源が限られる中で、行政サービスが最少の経費で最大の効果を挙げるためには、事務の適正性の確保等が必要であり、その一端を担うものが内部統制体制です。 これらを踏まえ、上田市においても内部統制に対する取り組みを推進していかなければならないことが想定されますが、遅滞なく対応していただきたい。	総務省の示す「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」を基に義務化に向けた準備を進めてまいります。 当面は、先進地の動向について情報収集を行い、義務化までに上田市としての対応を構築してまいります。
2	R1	福祉部	福祉課	期限切れの見積書をもって契約事務が行われている事例がありました。(福祉医療現物給付化対応業務委託)	委託等の契約事務にあたっては、業者から提出される見積書の有効期限にも留意し、適切な事務処理に努めてまいります。
3	R1	健康こども未来部	保育課	受領日から相当期間を超えて公金口座へ入金されている現金がありました。(職員給食費徴収金)	全園長あてに指摘内容について通知をし、手引書を示し事務処理方法の再確認をするよう指導しました。(複数回)
4	R1	健康こども未来部	保育課	調定処理が収入よりも後に行われている事例が多数ありました。(職員給食費徴収金、一時預かり保育料、休日保育事業保育料)	全園長あてに指摘内容について通知をし、手引書を示し事務処理方法の再確認をするよう指導しました。(複数回)
5	R1	健康こども未来部	子育て・子育て支援課	調定処理が収入の原因が確定した時から1ヶ月以上経過した後に行われている事例がありました。(子育て短期支援事業利用者負担金)	再発防止のためのチェック体制を強化し、財務規則の規定に基づく適正な事務処理を行ってまいります。
6	R1	健康こども未来部	健康推進課	食糧費の執行については、今後の運営に際しても社会通念に照らし、定期的な見直しを図り、適正な予算執行に努めてください。(「市民健康づくりシンポジウム」前日打合せ食糧費)	年に1回開催するシンポジウムには上田市の健康課題に併せ、日本の第一人者の医師を講師にお願いしております。前日の打ち合わせは、全国の健康づくりの動向や国の施策の方針等の情報入手する貴重な機会としており、地元医師会会長等にも同席いただいております。 食糧費の執行については、今後、講師、医師会会長等と市長までとして、一般職員についての支出は見直しを行います。
7	R1	商工観光部	商工課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する管理経費において算定に誤りがあり、過大に徴収している事例がありました。(財産:上田市技術研修センター)	過大請求分については、令和2年1月～3月の請求分において精算いたしました。今後は事務処理に誤りがないようチェック体制を強化して対応します。
8	R1	商工観光部	商工課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:上田市技術研修センター)	監査の指摘を受け、今後は原則外として扱う場合は、必要性を明確にしたうえで対応します。
9	R1	商工観光部	地域雇用推進課	調定処理が収入よりも後に行われている事例が多数ありました。(労働使用料、雑入)	事務処理方法について誤った認識をしておりました。現在は所属職員に周知を図り、正しい方法に事務処理を行っています。
10	R1	商工観光部	観光課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:別所温泉観光駐車場)	今後、行政財産の目的外使用許可について行政財産目的外使用に関する条例を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、再発防止のため、事務処理マニュアルを作成し、事務の徹底を図ります。 また、相手方へ納入期限までに納付するよう指導を徹底して参ります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
11	R1	農林部	農政課	契約に際し、施行同時に徴した日付のない下見積書をもって契約している事例がありました。(上田市農業バイオセンター警備保障業務委託)	契約手続きを課内で再度確認するようにしました。 支払書類提出時は、2名の係長で契約内容及び日付等を確認する体制をとります。
12	R1	農林部	森林整備課	随意契約の50万円を超える委託業務施行中で、副市長決裁が行われていない事例がありました。(林道維持管理業務委託 3件)	委託業務と工事を取り違えたことが原因であることから、再発防止に向け今後は、上田市事務処理規則及び上田市財務規則に沿って事務処理を執行するように周知徹底するとともに、決裁段階で慎重にチェックするようにします。
13	R1	農林部	森林整備課	一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注し随意契約としている事例について、分割すべき理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。(平成30年度市有林支障木伐採業務委託; 東山市有林、平成30年度市単危険枯損木特殊伐倒処理業務委託; 武石、平成30年度県補松林健全化推進事業業務委託; 上田第4区第5区)	一体性がある(と判断されるものを含む)委託業務及び工事については、分割すべき明らかな理由がある場合を除き、上田市財務規則を遵守し、適正な発注事務を執行するようにします。
14	R1	都市建設部	都市計画課	上田市都市公園条例に基づく使用料は、使用許可又は使用の際に徴収することが原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(公園内土地使用料)	千本桜まつり等の出店者に対し申請から使用料納付までの手続き等について説明会を開催し再確認を行いました。また、個々の申請者へは申請時に納付期限等を説明しております。課内においては、手続きフローを作成し事務の確認を行いました。
15	R1	上田地域自治センター	豊殿地域自治センター	行政財産の目的外使用許可の運用基準では、賦課する管理経費の算定は根拠となる当該管理経費の歳出の属する年度と同一であることが原則とされていますが、算定根拠を前年度の実績を用いて年度当初に徴収している事例がありました。(財産: まちづくり室)	経費の徴収にあたり、算定根拠となる当該経費の歳出の属する同一年度において、賦課・徴収するように改めました。
16	R1	丸子地域自治センター	地域振興課	消滅時効の完成したと思われる私債権がありました。債権放棄も視野に適正な処理が必要です。(市有土地建物貸付料滞納繰越分)	市有土地建物貸付料滞納繰越分につきまして、消滅時効が起きないように私債権状況の管理に努めます。また、既に消滅時効完成と思われる債権については特定を行い、適正な債権処理に努めてまいります。
17	R1	丸子地域自治センター	市民サービス課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産: 丸子解放センター敷地)	納入者に対し、今後は納期限内に納付をするよう促し、承諾を得ました。
18	R1	真田地域自治センター	市民サービス課	補助金交付金額の確定に際し、必要書類と定めている収支決算書が予算書様式により事務処理されていました。(地域活動支援センター事業補助金)	収支決算の内容は適正でしたが、定められた書類様式によらず補助金確定の事務を行っていました。必要書類についてチェックの徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和元年度 定期監査に基づくもの					
19	R 1	教育委員会	中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館、武石公民館	(重点監査事項) ア 使用料の徴収 施設使用料や冷暖房使用料の徴収は、市民の負担の公平性を重視し、公民館の目的に沿った利用であっても応益負担を基本として原則徴収することを求めます。	公民館の施設使用料及び冷暖房使用料につきましては、公民館条例第6条により、有料を原則とし、これまでも受益者負担の原則により、利用者に負担を求めてまいりました。 一方で、公民館条例第7条において、「市長が特別の理由があると認められるときは減免」できることが認められており、公民館が果たすべき様々な役割(教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進など)に沿うような活動、事業に対しては、減免対応を行ってまいりました。この対応につきましては、県内18市、全ての公民館においても、同様な状況となっております。 現在、行政管理課が所管する行財政改革推進委員会において、公共施設における受益者負担のあり方が検討されております。公民館も市の公共施設に含まれることから、基本方針策定の動きと連携しながら、また、教育委員会や公民館運営審議会のご意見も伺いながら、施設使用料及び冷暖房費の徴収のあり方について検討を行ってまいります。
20	R 1	教育委員会	中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館、武石公民館	(重点監査事項) イ 使用料減免基準の見直し・公表 施設使用料は、利用者や公民館担当者により解釈が異なることがないよう、減免対象者の設定根拠も含め明確に限定すべきです。また、体育施設同様に全公民館統一した運用が行える基準の作成及び市民への公表を求めます。	現在、ご指摘を受けました「使用料減免基準の見直し」のため、プロジェクトチーム(公民館長3名、係長4名の計7名)を立ち上げ、内容の検討を行っているところです。 減免対象者の設定根拠も含め、減免理由をより明確化させることで、市内いずれの公民館においても統一された基準に基づき、事務処理を行うよう、早期に内容を取りまとめまいります。併せて、市民に向け公表を行う共に、適切な運用を図ってまいります。
21	R 1	教育委員会	中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田中央公民館、武石公民館	(重点監査事項) ウ 事務処理方法の統一 施設運営の適正を図る上で、減免理由や参加費の有無など許認可審査に必要な項目を再確認し、申請書等の様式の見直しを図り、全公民館で統一した事務処理が行える体制を求めます。	本年10月を目途に、市内全ての公民館において、統一された様式により事務処理を開始するよう、公民館職員で構成されたプロジェクトチームにより、新様式の内容等の検討を進めております。 申請書等の書式を統一した後は、全ての公民館において、同じ事務対応を行うよう、職員間の情報共有化を図るため、研修会を開催するなどの方法により、職員への周知徹底を進めてまいります。
22	R 1	教育委員会	教育施設整備室	一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施行方法に疑義が残る事例がありました。(清明小2階廊下工事)	一体性がある(判断されるものを含む)工事契約については、施行前に内容を精査し、疑義が生じる可能性がある場合には、一の工事として発注するよう留意します。
23	R 1	教育委員会	上田市丸子学校給食センター	消滅時効の完成したと思われる私債権がありました。債権放棄も視野に適正な処理が必要です。(学校給食費:平成16年度分、平成17年度分)	消滅時効完成と思われる債権(未収金)については、特定を行い、適正な債権処理に努めてまいります。
24	R 1	教育委員会	学校教育課	期限切れの見積書をもって契約事務が行われている事例がありました。(学校教育システム保守委託業務)	財務規則に基づき、適正な事務処理に努めるとともに再発防止のため書類等のチェックの徹底を図ります。
25	R 1	教育委員会	中央公民館	一者随意契約において、委託業務の内容や仕様、参加者負担金の取り扱い等が明らかにされておらず、契約金額の積算根拠に疑義が残る事例がありました。(高齢者生涯学習事業)	令和2年度以降の契約においては、指摘事項を十分に踏まえ、適切な事務処理に努めます。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
26	R 1	教育委員会	上野が丘公民館	行政財産の目的外使用許可の運用基準では、賦課する管理経費の算定は根拠となる当該管理経費の歳出の属する年度と同一であることが原則とされていますが、算定根拠を前年度の実績を用いて年度当初に徴収している事例がありました。(財産:2階倉庫)	令和2年度から、同一年度の実績で算出するように変更します。
27	R 1	教育委員会	丸子地域教育事務所	契約書の訂正について、契約書余白に訂正した文字の加除数や公印等の押印を行うことが財務規則で定められていますが、規定どおりの処理が行われていませんでした。(北部体育館夜間窓口業務委託契約書)	財務規則に基づき、適正な事務処理に努めます。
28	R 1	教育委員会	武石地域教育事務所	コピー使用料について、1件単位で調定書、納付書を作成し、利用者に金融機関で納入することを依頼していますが、利用者の利便性や職員の事務の効率化などを考慮すると、直接納入とし処理する方法が効果的と考えます。事務処理の見直しを検討してください。	現金領収書にて窓口で受領するよう準備を進めてまいります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
-----	------	----	----	-------	----------

令和元年度 定期監査に基づくもの

29	R 1	上下水道局	浄水管理センター	<p>随意契約の50万円を超える委託業務施行伺で、水道事業管理者(市長)決裁が行われていない事例がありました。(武石地区:水道施設ポンプ点検業務委託)</p>	<p>随意契約等の上下水道局決裁区分について確認し徹底を図り改善いたします。</p>
30	R 1	上下水道局	浄水管理センター	<p>行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(財産:旧浦野ポンプ場)</p>	<p>行政財産の目的外使用に関する条例について内容を再度確認し条例にそって業務を行うよう徹底いたします。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和元年度 財政援助団体等監査に基づくもの					
31	R 1	商工観光部	観光課	<p>【指摘】</p> <p>(1)負担金等について 定常的に納入されている負担金は、上田商工会議所(従来から上田真田まつりに対して負担してきた経過あり。)からの100万円を除くと上田市以外のもではありませんでした。 また、信州上田まつり実行委員会規約にある会費については、徴収していませんでした。 事務局によると、まつり実行委員会の委員は、事務局からの依頼により、中央市街地の商店会及び商店街振興組合の皆さんに担っているのが実情で、会費を徴するだけの直接的な利益(メリット)等がないことから、会費を徴するという性質に合わない判断しているとのことでした。 平成26年度から平成30年度までの収入に対する支出割合は平均で99%ほどとなり、多額の繰越金はありませんでした。</p>	<p>信州上田まつり実行委員会は、本会が目的として掲げる「観光街づくり」にご賛同いただいた、市内の商工観光関係者や市民団体が参画し、共に誘客促進に向け各種事業を実施していることから、事業費の負担の在り方について、参画団体と協議したうえで同会規約の会費の見直しを行います。</p>
32	R 1	商工観光部	観光課	<p>【指摘】</p> <p>(2)支出等の事務処理状況について 事務局は観光課職員が兼務しており、会計事務処理は上田市の規則等を準用していました。 委託業務契約等に係る決裁については、事務局長(以下、「課長」という。)、事業部会長(以下、「部長」という。)が上田市事務処理規則で決められた専決できる金額を超えて行っていました。また、業務委託の意思決定をする業務施行同等の書類作成が、欠落しているものがありました。(P4参照) 数多く支出されている謝礼や役員の慶弔費については、明確な基準が設けてなく、その時の状況で課長の裁量で支払われていました。 研修視察費については、平成28年度から急増しており、実行委員会が主催するイベントに係る視察とのことですが、判断基準が曖昧です。</p>	<p>適正な会計管理を行うため、新たに会計処理規程及び事務専決規程を定め、会計処理や決裁区分、旅費交通費、慶弔費等の支払い基準などの明確化を図って参りました。 (R1.12.16及びR2.3.26開催の実行委員会にて承認済)</p>
33	R 1	商工観光部	観光課	<p>【指摘】</p> <p>(3)預金通帳等の管理状況について 預金通帳の管理者が明確に決められておらず、届出印は課長が管理していました。 届出印管理者と別の者を通帳管理者と決め、管理する必要があります。</p>	<p>「上田市任意団体会計事務取扱基準」に準じ、新たに定めた会計処理規程に通帳等の管理について明記し、預金通帳の管理は事務局次長(係長級)が行い、施錠のできる別々の場所に保管し、厳重な管理を行うことといたしました。</p>
34	R 1	商工観光部	観光課	<p>【指摘】</p> <p>(4)監査体制について 一会計年度につき1回、支払伝票と帳簿を基に監査が行われていました。監査の内容は、金額の突合のみで、支出自体の合理性、適正性を審査するものではありませんでした。 会計課が指導している「上田市任意団体会計事務取扱基準」では、年3回以上は団体の長に預金通帳及び関係帳票類を提出し確認を受けることとなっていますが、実施されていませんでした。</p>	<p>監査にあたり伝票や帳簿に加え、支出に至る一連の流れや適性がわかる関係書類等も含め審査していただくことといたしました。 また、団体の長(会長)には、定期的に開催する実行委員会に合わせて、年3回以上会計処理状況を報告するものとしていたしました。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
35	R 1	商工観光部	観光課	<p>【指摘】</p> <p>(5)事業による経済効果の検証について 信州上田まつり実行委員会の目的は、地域経済の活性化(上田が元気になる)です。イベント開催等による観光会館や物産展の売上、市の管理する観光施設等の入場者数などについては集計されたものがありました。が、そもそもの地域経済の活性を見るための中央商店街を始めとした商店等の売り上げ実績、市内温泉施設等の宿泊者数など評価の基になるものがなく、事業による経済効果の検証が行われている状況ではありませんでした。</p>	<p>地域経済への波及効果の検証を行うため、中央商店街や市内温泉施設への聞き取り等により、売り上げ実績や宿泊者数を把握するとともに、イベント参加者にアンケートを実施することで観光消費額を調査することといたしました。</p>
36	R 1	商工観光部	観光課	<p>【意見】</p> <p>(1)信州上田まつり実行委員会の実態、設立目的との乖離について 信州上田まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、実行委員会規約(以下、「規約」という。)によると上田市内の商工観光関係者・市民団体が一丸となって、上田ならではの「観光まちづくり」の実現のために、さまざまな事業を実施し、誘客促進を図ることを目的としています。 しかしながら、実態は観光課職員が、業務の大半を担っており、必要に応じ各団体の協力を求めている状況です。事業費においても、90%以上が市の負担金で賄われており、事実上、市の通常業務の域と言えます。設立目的からは乖離した状態で、存在そのものが形骸化しています。 また、多額の負担金を使っている事業であるにもかかわらず、誘客増加による経済効果については数値を基に十分な評価が行われていません。 実行委員会の事業そのものが、商工観光事業者等にとって必要とされるものなのか、改めて検証する必要があると考えます。</p>	<p>監査委員のご意見を踏まえ、本会の各種事業における開催規模や、経済効果を検証し、事業そのものの必要性を再度検討する中で、民間主体の事業運営に向け、(一社)信州上田観光協会への事業移管の協議を進めて参ります。</p>
37	R 1	商工観光部	観光課	<p>【意見】</p> <p>(2)会計処理の内部統制について 監査結果のとおり、会計事務に関して、会計管理者にあたる第三者のチェックが入らない状況です。 支出についても明確な基準がなく、多額な支出を課長決済のみで行える状況にあります。 監査については、年度末に支払伝票、帳簿、預金通帳の金額の突合をしていますが、支出そのものの適正性を監査するものになっていません。 適正な会計管理には支出基準、専決規定等を盛り込んだ規則の整備が必要であり、「上田市任意団体会計事務取扱基準」の遵守が求められます。 また、収入の9割が市負担金、事務局は上田市職員の状況で、会計そのものを信州上田まつり実行委員会会計として管理する必要があるのか、市の会計として管理すべきか再検討する必要があると考えます。</p>	<p>適正な会計管理を行うため、新たに会計処理規程及び事務専決規程を定め、会計処理や決裁区分などの明確化を図るとともに、本会業務に携わらない観光課の職員(係長級)が第三者として会計事務のチェックを行い、また監査においては、伝票や帳簿の他、支出に至る一連の流れや適正性がわかる関係書類等も含め審査することといたしました。</p> <p>また、本会の在り方について総合的に検討する中で各種事業については、今後、(一社)信州上田観光協会への事業移管に向けた協議を進めて参ります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
38	R 1	商工観光部	観光課	<p>【意見】</p> <p>(3)今後の祭の実施形態について 現在の上田城千本桜まつり等の祭は、観光課職員が主体となり全庁的な職員動員の基で実施しています。 本来、行政としての観光課の業務は、上田市全体の観光行政の企画立案や他団体との調整等が主な業務でなければならないはずのものが、自らが祭そのものを実践している状況です。 祭そのものは、(一社)信州上田観光協会が核となり関係事業者をとりまとめ実践すべきと考えます。そして、企画立案する行政と実践する者が連携をとり、参加する事業者が自ら収益を上げることのできる仕組みを構築していくことが望まれます。</p>	<p>民官がそれぞれの役割に基づき連携し「稼げる観光地づくり」を推進するため、祭については民間主体の事業運営に向け、(一社)信州上田観光協会への事業移管の協議を進めて参ります。</p>
39	R 1	真田地域自治センター	産業観光課	<p>【指摘】</p> <p>(1)会計処理に関すること 基本協定書や管理業務仕様書では指定管理業務に要する経費は、業務に要する経費を明らかにするため他の会計と独立した会計を設け、専用口座において管理することが定められています。 しかしながら、当会計は、指定管理者である菅平自治会のほか、菅平高原観光協会、菅平高原旅館組合を含めた組織である「菅平高原国際リゾートセンター運営委員会」の経理と一体的に処理されており、専用口座は設けられていませんでした。領収書等の確認書類も指定管理者である菅平自治会ではなく、菅平高原国際リゾートセンター運営委員会名であり、経費按分比率等も明確にされていないため、収支決算書の整合性について確認できませんでした。</p>	<p>基本協定書及び仕様書に基づき、指定管理業務に要する経費の明確化のため、指定管理者である菅平自治会名義の専用口座を開設し、他の会計と独立した経理を行うよう改善しました。 また、指定管理業務における取引先に対しては、指定管理者である「菅平自治会」と契約等を行ってまいります。 更に、各団体が共有する経費については、それぞれの業務を明確化したうえで、1/3ずつの均等な負担割合により管理・運用するよう改善いたしました。</p>
40	R 1	真田地域自治センター	産業観光課	<p>【指摘】</p> <p>(2)管理運営経費に関すること 管理業務仕様書では、管理運営経費に要する経費は指定管理料と自治会負担により賄うこととされていますが、自治会負担に関する按分比率等の記載がなく、指定管理料の積算根拠が不明確でした。</p>	<p>指定管理業務の明確化により、管理運営経費としての指定管理料を適正に積算してまいります。併せて管理業務仕様書等の見直しを行います。</p>
41	R 1	真田地域自治センター	産業観光課	<p>【指摘】</p> <p>(3)業務報告に関すること 基本協定書において翌月10日までの報告とされている「使用料金徴収の実績」「使用料金減免の実績」、管理業務仕様書において事業年度終了後の報告とされている「使用料又は利用に係る料金収入の実績」についての指定管理者からの報告が行われていませんでした。</p>	<p>基本協定書及び管理業務仕様書に基づき、使用料金の徴収及び減免実績を翌月10日までに、また年度末収入実績の報告についても、指定管理者から報告が行われました。今後も協定書等に基づき管理徹底を図ってまいります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
42	R 1	真田地域自治センター	産業観光課	<p>〔指摘〕</p> <p>(4) 利用許可及び使用料減免に関すること センターを利用しようとする者は、事前に利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないと上田市菅平高原国際リゾートセンター管理規則(以下、「管理規則」という。)で定められていますが、利用許可申請書なく利用を許可している事例がありました。</p> <p>使用料の減額及び免除を受けようとする者は、減額又は免除の理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならないと管理規則で定められていますが、申請なく減額又は免除している事例がありました。また、上田市菅平高原国際リゾートセンターの使用料の減額又は免除基準に該当しない利用についても減額又は免除されている事例がありました。暖房使用料は徴収実績がなくすべての利用において免除されていました。</p>	<p>利用許可及び使用料の減額・免除関係については、事前に利用許可申請書及び使用料減額・免除申請書の提出を受けたうえで、利用許可又は減額・免除基準による確認を行い、承認するよう改善しました。</p> <p>また、暖房使用料についても、条例に基づく金額を徴収するよう改善しました。</p>
43		真田地域自治センター	産業観光課	<p>〔指摘〕</p> <p>(5) 使用料に関すること 基本協定書において、使用料は市の収入とすることが定められていますが、センター使用料について指定管理者の収入として処理されていました。</p> <p>施設使用料は原則として利用許可の際に徴収することが上田市菅平高原国際リゾートセンター条例(以下、「条例」という。)で定められていますが、利用許可の際に徴収していない事例がありました。</p> <p>条例で定められた使用料について、市の許可なく高い使用料を適用し徴収していました。</p>	<p>当館使用料については、条例に基づく金額を徴収すること、また、利用許可時に使用料の徴収を行うよう指導し、徴収した使用料は、月毎の収納委託報告書の提出とともに、速やかに市に納付するよう改善しました。</p>
44		真田地域自治センター	産業観光課	<p>〔指摘〕</p> <p>(6) 収納委託に関すること 上田市菅平高原国際リゾートセンターは、使用料徴収施設であり基本協定書第9条により指定管理者が日常的に使用料収納事務を行っていますが、地方自治法施行令第158条及び上田市財務規則52条の規定による徴収又は収納の委託手続きがされていませんでした。また、管理業務仕様書に使用料の収納委託に関する業務の記載がありませんでした。</p>	<p>公金収入事務委託の協議により、収納委託の事務手続きを行いました。今後は、管理業務仕様書へ収納委託に関する項目を記載します。</p>
45		真田地域自治センター	産業観光課	<p>〔指摘〕</p> <p>(7) 行政財産の目的外使用に関すること 施設内にある団体事務所、菅平クリニック及び自動販売機等について、行政財産の目的外使用許可に関する手続きがされていませんでした。</p>	<p>菅平クリニック及び自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可済みです。なお、菅平高原観光協会及び同旅館組合事務局の使用については、方針を指定管理者及び各団体と協議中です。</p>
46		真田地域自治センター	産業観光課	<p>〔指摘〕</p> <p>(8) 開館時間及び休館日に関すること 条例では、センターは無休、開館時間は午前8時15分から午後5時15分までとし、指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て変更することができる定められていますが、承認を得ずに4月から6月、10月、11月の土曜日、日曜日を休館日とし、12月から3月までは開館時間を延長していました。</p>	<p>開館時間及び休館日を変更する際は、市へ変更申請書を提出し、承認を得てから運用するよう指導し、改善しました。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
47		真田地域自治センター	産業観光課	<p>【指摘】</p> <p>(9)再委託に関すること 施設・設備の維持管理業務の一部を第三者に委託して実施していますが、第三者委託の承認に関する手続きがされていませんでした。リゾートセンターグラウンド芝生管理費としてNPO法人スポーツリゾートすがだいらへ再委託していますが、口頭契約により委託をしていたため、委託業務内容及び委託料積算根拠が不明でした。</p>	<p>リゾートセンターグラウンドの再委託については、承認手続きを行うとともに、書面契約により、業務内容と積算明細を明らかにしたうえで委託業務を実施するよう指導・改善します。</p>
48		真田地域自治センター	産業観光課	<p>【意見】</p> <p>(1)施設管理運営経費の明確化について 施設の管理に要する経費は、独立した会計とし、業務に要する経費が明確になるような経理処理が必要です。現状では、上田市からの指定管理料は菅平高原国際リゾートセンター運営委員会会計の収入の一部として取り扱われ、業務に要する経費も明確となっていません。管理に係る経費や指定管理料の積算が適正に行われるよう改善を求めます。</p>	<p>基本協定書及び仕様書に基づき、指定管理業務に要する経費の明確化のため、指定管理者である菅平自治会名義の専用口座を開設し、経理を行うよう改善しました。これに伴い、指定管理に係る取引先から発行される帳票は、菅平自治会宛に改善しました。</p> <p>また、各団体が共有する経費については、明確な按分比率により運用するよう改善いたしました。</p>
49		真田地域自治センター	産業観光課	<p>【意見】</p> <p>(2)所管課のチェック体制について 指定管理者の業務は、条例や基本協定書等において明文規定しています。しかしながら、今回の監査で確認したところ、定められた業務が指定管理者によって実施されていないものが多く、使用料については不適切な取り扱いが行われていました。また、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書の確認、定期的な実地調査等、所管課によるチェック体制が不十分でした。現在の菅平高原国際リゾートセンターの管理状況は、条例違反、協定違反です。早急に履行を求め、履行できる見込みがないと認められる場合は上田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条及び基本協定書第29条による指定の取消しが必要と考えます。</p>	<p>実地調査にあたっては、管理経費の執行状況を中心に実施してまいりました。今後は、指摘事項を踏まえ、定期的な実地調査を通じて、チェック体制を強化するとともに、適正な運用となるよう指導・改善してまいります。</p>
50		真田地域自治センター	産業観光課	<p>【意見】</p> <p>(3)設置目的及び施設のあり方について 菅平高原国際リゾートセンターは菅平高原における活力ある地域産業の振興並びに市民の教養の向上、健康体力づくりへの寄与及び生活文化の振興を図り、もって国際的に魅力あるまちづくりを目的として設置されている施設です。条例で定められた「設置目的」について、指定管理者の運営状況と照らし合わせて効果的に達成できているか検証が必要です。</p> <p>施設のあり方については、条例違反等がある以上、指定管理者制度を導入すべき施設なのか、市の直営により運営すべき施設であるか、自治会への譲渡も含め、今後の施設のあり方について検討すべき施設と考えます。</p>	<p>観光地菅平高原の拠点施設であり、地域としても、また観光振興を図るうえでもなくてはならない施設であり、自治会、観光協会、旅館組合等が連携しながら、効果的に運営されてきているものと考えております。</p> <p>指摘事項及び意見を真摯に受け止め、しかるべき改善を図ったうえで、指定管理制度による施設運営を継続してまいりたいと考えております。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
51	R1	総務部	行政管理課	<p>〔意見〕</p> <p>(4) 指定管理者制度運用における内部統制機能の充実</p> <p>平成29年度財政援助団体等監査の措置通知では、「平成30年度からすべての指定管理者制度導入施設の年度協定書及び予算書等について行政管理課において確認を行うこととし、指定管理者制度の適正な運用のためのチェック体制の強化を図ってまいります。」との内容でしたが、不十分と言わざるをえません。今回の監査においても施設所管課の制度認識不足による不適切な運用があり、本制度が効果的・効率的に運用されるために、更なる内部統制機能の充実が必要です。施設所管課が、指定管理者制度を理解し、指定管理者に対し基本協定書や管理業務仕様書の内容に基づき、適正な指導、助言、評価を行えているか、制度運用担当課である行政管理課において定期的な実地調査等の内部監査が必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所管課及び指定管理者を対象とした指定管理者制度研修会を年1回8月に開催したほか、令和2年2月には翌年度に更新を迎える施設所管課職員に説明会を開催し、更新手続きや注意点等の習熟を図りました。 ・管平高原国際リゾートセンターについては、施設所管課とともに指定管理者との調整会議を開催し、課題を整理し今後の方向性を協議をいたしました。 ・年度開始前に「制度導入施設における事務手続き」を周知し、令和2年度からはモニタリング時のチェックリストに指定管理者の確認欄を設け、市と指定管理者の双方がチェックする様式に改正しました。